

国登録有形文化財「藤間家住宅主屋」保存活用計画（素案）の概要

1. 計画の概要

(1) 計画の目的と背景

藤間家住宅主屋は、昭和7（1932）年に建設された近代茅ヶ崎を代表する住宅建築であり、平成27（2015）年に国の登録有形文化財となりました。本計画は、主屋および市指定史跡「藤間家（近世商家）屋敷跡」を含む敷地全体を一体的に捉え、その文化的価値を未来へ継承するとともに、市民の郷土学習や文化創造の拠点として積極的に活用することを目的としています。

(2) 文化財の名称・概要

名 称：藤間家住宅主屋

構 造：木造平屋建、鉄板葺、建築面積151平方メートル

歴史的価値：江戸時代に名主・廻船問屋を務めた藤間家の屋敷地にあり、設計には建築家・西村伊作が関与しています。伝統的な和風住宅に洋風の応接間を付加した「洋館付き住宅」の洗練された事例として高く評価されています。

敷地の指定：敷地全体が「藤間家（近世商家）屋敷跡」として市指定史跡（記念物）に指定されています。

(3) 計画の範囲と期間

計画区域：民俗資料館「旧藤間家住宅」の敷地全体（3,897.52平方メートル）を対象とします。

計画期間：令和8年度から施行し、概ね10年ごとに見直しを行います。

(4) 基本的方針

近代茅ヶ崎の記憶を伝える主屋の適正な保存と耐震対策の実施。周辺の文化財と連携した公開活用事業の推進による、地域経済・コミュニティの活性化（ユニークヴェニュー化）。

2. 保存管理計画

(1) 保存の現状と課題

主屋は、一部の建具改変や台所改修を除き、竣工当時の意匠を極めて良く維持しています。しかし、耐震性の不足が想定されるほか、一部で屋根の破損による雨漏りや、床下の腐朽・蟻害が確認されており、早期の修繕が必要です。

(2) 復原年代と保存方針

復原年代：主屋の建築年である昭和7（1932）年を基準とします。

保存区分：建物を「保存部分」「保全部分」「その他部分」に区分して管理します。

保存部分（洋室、客間、玄関など）：当初の仕様を維持し、原則として現状維持とします。

保全部分（廊下、縁側など）：変遷を伝えるために必要な部分で、意匠に配慮しつつ機能更新を許容します。

その他部分（台所、勝手口など）：活用の利便性向上のための改変を許容します。

（3）修理・整備の方針

修理にあたっては、既存部材の再利用を優先し、伝統的な技法（根継ぎ等）を用います。また、将来の再修理や研究を妨げないよう、可能な限り「可逆性」のある工法を選択します。

3. 環境保全計画

（1）環境保全の基本的方針

主屋を取り巻く歴史的・生態的環境を一体的に保護します。特に、江戸時代から続く屋敷林や庭園、地下に眠る近世商家の遺構を確実に継承しつつ、安全な見学環境を整えます。

（2）区域の区分と管理

敷地内を以下の3区域に区分します。

保存区域：主屋周辺。新たな工作物の設置は原則禁止し、歴史的雰囲気を持続します。

保全区域：屋敷全体。樹木や石垣を管理し、案内サインやベンチなどの便益施設を配置します。

整備区域：敷地北側。活用のための機能整備（駐車スペース等）を可能とする区域です。

（3）樹木および工作物の管理

屋敷林：樹木医による定期診断を行い、倒木リスクの管理と生物多様性の保全（在来種の優先）を図ります。

工作物：江戸時代の石垣、門柱、土蔵跡、堀貫井戸跡などは、当時の景観を伝える重要な要素として、現状を保護し必要な修理を行います。

4. 防災計画

（1）防火・防犯対策

防火：木造住宅であり可燃性が高いため、自動火災報知設備や消火器の配備を強化します。

不特定多数が利用する活用段階に合わせ、消防機関と協議のうえ最適な設備を整備します。原則として建物内は火気厳禁とします。

防犯：管理人による巡回に加え、夜間は機械警備（センサー等）による管理を徹底します。

(2) 耐震対策

「安全確保水準」を目標とし、令和6年度から8年度にかけて耐震診断、実施設計、補強工事を行います。補強にあたっては、意匠に影響の少ない部分への構造用合板壁の追加など、文化的価値を損なわない手法を選択します。

(3) 耐風・その他の災害対策

耐 風：屋根材の固定強化や飛散防止フィルムの貼付など、台風被害への対策を講じます。
その他：落雷対策として避雷針の設置、シロアリ被害を防ぐための定期的なモニタリングを実施します。

5. 公開活用計画

(1) 公開活用の基本コンセプト

「藤間家を舞台にした、時限の文化体験」をコンセプトに、歴史的な設えを活かした多様なプログラムを展開します。近隣の「旧南湖院第一病舎」等との連携により、地域全体の回遊性を高めます。

(2) 具体的な活用方法

空間の活用：応接間や和室での資料展示、ワークショップ、ミニコンサート、伝統文化体験などを実施します。

教育・学習：小中学生の社会科見学や、柳島の歴史・自然を学ぶ講座の会場として活用します。

利便性の向上：バリアフリー動線の確保（スロープ設置等）、トイレの更新、空調設備の導入を進めます。

(3) 管理運営体制

当面は茅ヶ崎市教育委員会による直営とし、運営基盤を確立します。将来的には、民間事業者の活力を導入し、カフェ事業やイベント運営など持続可能な自立型運営モデルを目指します。

6. 保護に関する手続き

(1) 現状変更等の手続き

登録有形文化財の価値に関わる部分の外観を変更する場合や、通常望見できる範囲の4分の1を超える変更を行う場合は、文化財保護法に基づき文化庁長官への事前届出を行います。ただし、日常的な維持措置や非常災害時の応急措置については届出を要しません。

(2) 管理・所有に関する手続き

所有者（市）の変更や管理責任者の選任・解任、所在場所の変更（移築）が生じた場合に

は、定められた期間内に速やかに文化庁長官へ届け出ます。

(3) 史跡に関する手続き

計画区域の一部は市指定史跡であるため、地形の変更や建築行為を伴う現状変更を行う際は、茅ヶ崎市文化財保護条例に基づく手続き（または文化庁長官の現状変更許可）を適切に行います。

(4) 計画の見直し

社会情勢の変化や調査研究の進展に合わせ、概ね10年ごとに計画の見直しを行い、文化財保護審議会等の意見を聴取します。